

1 2) 色

①異常な色が認められること。

- 図 4-③-66 に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16 年度は 0.0%、17 年度は学校・その他で 0.1%、小規模においては、16 年度は 0.0%、17 年度はその他で 0.9% であった。

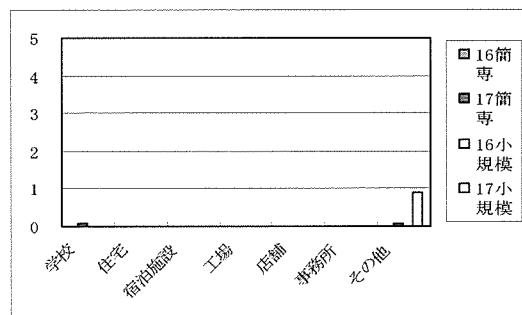


図 4-③-66

1 3) 色度

①五度以下であること。

- 図 4-③-67 に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16 年度は工場で 0.2%、17 年度は 0.0%、小規模においては、16 年度は学校で 0.3%、17 年度は 0.0% であった。

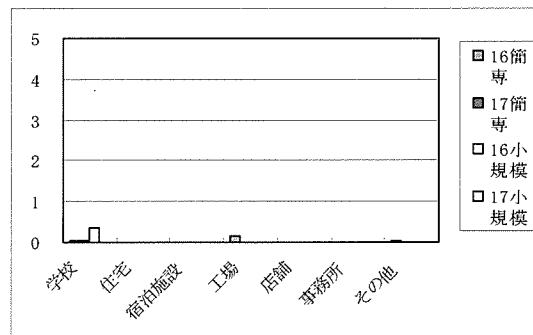


図 4-③-67

1 4) 濁度

①二度以下であること。

- 図 4-③-68 に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16 年度は 0.0%、17 年度は工場で 0.2%、小規模においては、16 年度は 0.0%、17 年度も 0.0% であった。

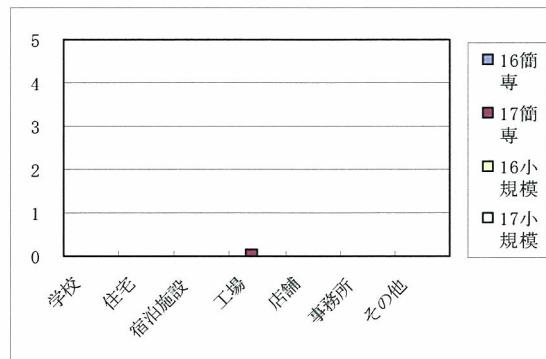


図 4-③-68

1 5) 残留塩素

①検出されること。

- 図 4-③-69 に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16 年度は学校で 0.5%、17 年度も学校で 0.5%、小規模においては、16 年度は宿泊施設で 5.0%、17 年度は学校で 1.7% であった。

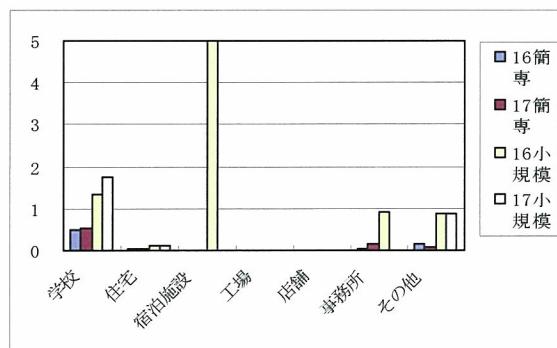


図 4-③-69

16) 給水管等の状態

①簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。

- 図4-③-70に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16年度は学校で7.1%、17年度も学校で6.9%、小規模においては、16年度は学校で14.4%、17年度も学校で14.3%であった。

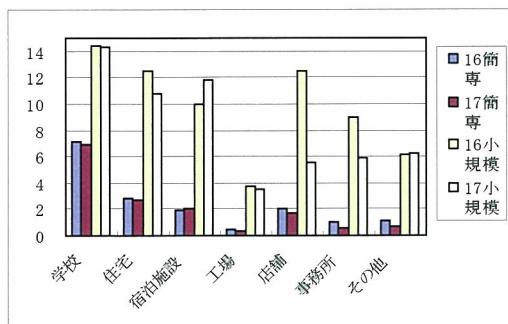


図4-③-70

②受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。

- 図4-③-71に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16年度は学校で5.6%、17年度も学校で5.5%、小規模においては、16年度は店舗で12.5%、17年度は宿泊施設で11.8%であった。

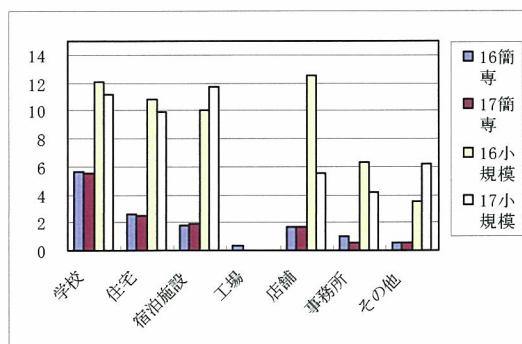


図4-③-71

③水槽の掃除の記録が整理保存されていること。

- 図4-③-72に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16年度は宿泊施設で2.9%、17年度も宿泊施設で3.6%、小規模においては、16年度は工場で7.4%、17年度も工場で10.7%であった。

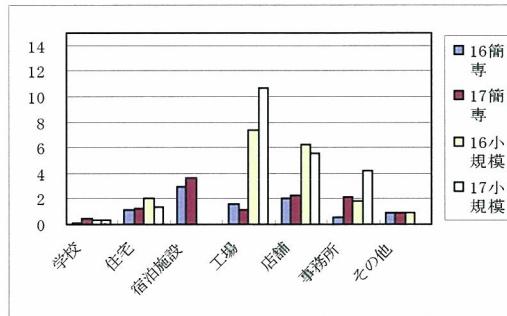


図4-③-72

④他の帳簿書類が整理保存されていること。

- 図4-③-73に示すとおり一番多いものは、簡専においては、16年度は学校で10.1%、17年度は店舗で9.4%、小規模においては、16年度は店舗で43.8%、17年度も店舗で27.8%であった。

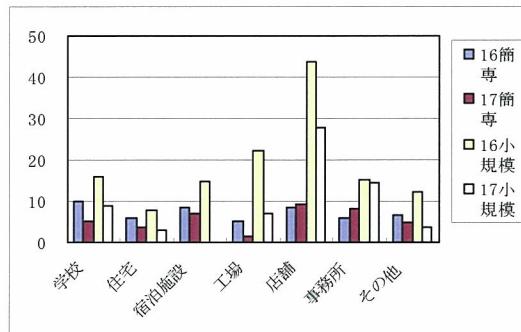


図4-③-73

(3)まとめ

今回の調査の結果をみると、用途別総合判定不適合施設は、簡易専用水道においては16、17年度共に学校の約半数が何がしかの指摘を受け、不適合施設であった。又、小規模貯水槽水道においては16、17年度年度共に店舗の70%ほどが何がしかの指摘を受け、不適合施設であった。

次に各検査事項、判定基準別にみると、16、17年度の簡易専用水道及び小規模貯水槽水道共に施設面においては、特に突出した施設はなく、10%以下であった。しかし、検査事項の16、「書類の整理及び保存の状況」では、小規模貯水槽水道において10%以上何がしかの指摘を受けている施設が見られた。

④ 貯水槽の材質・経年劣化に関する調査

本調査では、簡易専用水道の貯水槽の材質・経年劣化の状況、補修工事の実施状況について調査を実施した。

(1) 調査対象

- ①材質・設置場所：FRP製パネル型貯水槽・屋外設置
- ②製造年：昭和49年から平成18年製造の簡易専用水道の貯水槽
- ③調査件数：203件

(2) 調査方法及び判定基準

- ① 調査方法：目視により貯水槽天板表面の劣化状態及び補修（再塗装）の有無について調査
- ② 判定基準：
 - A：劣化なし（天板表面のガラス繊維の露出面積 0～25%未満）
 - B：やや劣化（天板表面のガラス繊維の露出面積 25～50%未満）
 - C：劣化（天板表面のガラス繊維の露出面積 50%以上）

(3) 調査結果

調査した結果は、表4-④-1のとおりであった。

表4-④-1の製造年を製造後の経年に直し、二重線で区切られた経年区分でまとめられたものが表4-④-2である。

図4-④-1は、経年区分別の調査件数及び再塗装の有無をグラフ化したものである。

図4-④-2は、経年区分別の再塗装（無）の判定結果をグラフ化したものである。

図4-④-3は、経年区分別の再塗装（有）の判定結果をグラフ化したものである。

調査結果を製造後の経年区分別に見ると、

- ① 0～5年：(ア) 再塗装されたもの27件中0件であった。
(イ) 再塗装されてないもの27件中27件すべて「劣化なし」であった。
- ② 6～10年：(ア) 再塗装されたもの56件中1件(2%)で「劣化なし」であった。
(イ) 再塗装されてないもの56件中55件(98%)で「劣化なし」は67%、「やや劣化」は33%であった。
- ③ 11～15年：(ア) 再塗装されたもの53件中10件(19%)すべて「劣化なし」であった。
(イ) 再塗装されてないもの53件中43件(81%)で「劣化なし」は26%、「やや劣化」は74%であった。
- ④ 16～20年：(ア) 再塗装されたもの40件中21件(53%)で「劣化なし」は81%、「やや劣化」は14%、「劣化」は5%であった。

(イ) 再塗装されてないもの 40 件中 19 件 (47%) で「劣化なし」は 0%、
「やや劣化」は 74%、「劣化」は 26%であった。

⑤ 21～25 年：(ア) 再塗装されたもの 20 件中 17 件 (85%) で「劣化なし」は 29%、「や
や劣化」は 65%、「劣化」は 6%であった。

(イ) 再塗装されてないもの 20 件中 3 件 (15%) すべて「劣化」であつ
た。

⑥ 26～30 年：(ア) 再塗装されたもの 5 件中 2 件 (40%) すべて「やや劣化」であった。
(イ) 再塗装されてないもの 5 件中 3 件 (60%) すべて「劣化」であった。

⑦ >30 年：(ア) 再塗装されたもの 2 件中 1 件 (50%) すべて「劣化」であった。
(イ) 再塗装されてないもの 2 件中 1 件 (50%) すべて「劣化」であった。

表 4-④-1

製造年	製造年別 調査件数	再塗装の有無					
		無			有		
		劣化なし	やや劣化	劣化	劣化なし	やや劣化	劣化
S49	1			1			
S50	1						1
S51							
S52	1					1	
S53	1			1			
S54	1					1	
S55	2			2			
S56	2	.			1		1
S57							
S58	5				1	4	
S59	8			1	2	5	
S60	5			2	1	2	
S61	9		2	2	2	2	1
S62	3			1	1	1	
S63	10		6		4		
H1	6		3	1	2		
H2	12		3	1	8		
H3	9	1	7		1		
H4	7	1	5		1		
H5	8	1	5		2		
H6	15	2	8		5		
H7	14	6	7		1		
H8	11	4	6		1		
H9	13	7	6				
H10	8	5	3				
H11	12	11	1				
H12	12	10	2				
H13	7	7					
H14	10	10					
H15	4	4					
H16	3	3					
H17	2	2					
H18	1	1					

表 4-④-2

製造後 経年数	調 査 件 数	再塗装の有無							
		再塗装(無)				再塗装(有)			
		再塗装 (無)総 件数	劣化な し	やや劣 化	劣化	再塗装 (有)総 件数	劣化な し	やや劣 化	劣化
>31	2	1	0	0	1	1	0	0	1
			0	0	100		0	0	100
26~30	5	3	0	0	3	2	0	2	0
			0	0	100		0	100	0
21~25	20	3	0	0	3	17	5	11	1
			0	0	100		29	65	6
16~20	40	19	0	14	5	21	17	3	1
			0	74	26		81	14	5
11~15	53	43	11	32	0	10	10	0	0
			26	74	0		100	0	0
6~10	56	55	37	18	0	1	1	0	0
			67	33	0		100	0	0
0~5	27	27	27	0	0	0	0	0	0
			100	0	0		0	0	0

(上段：件数、下段：%)

(上段：件数、下段：%)

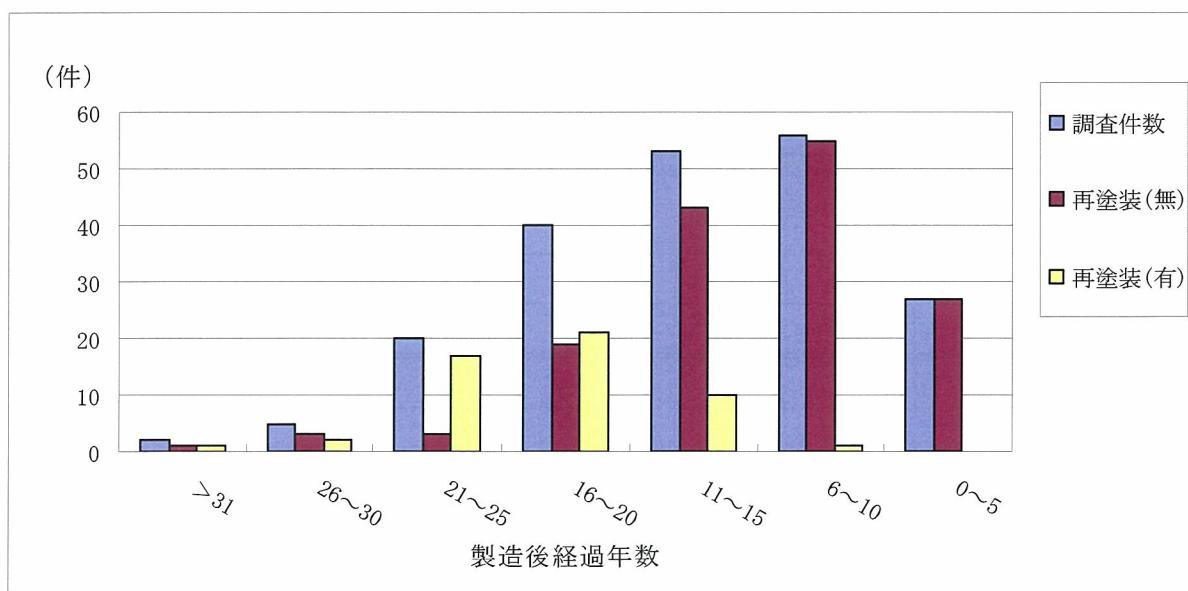


図 4-④-1

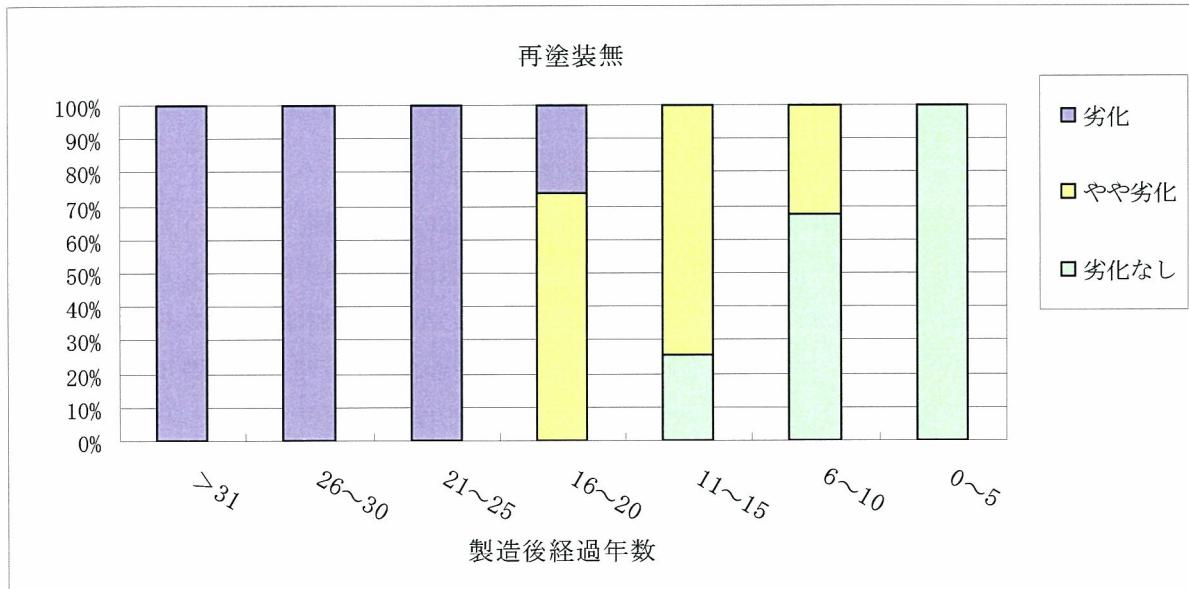


図 4-④-2

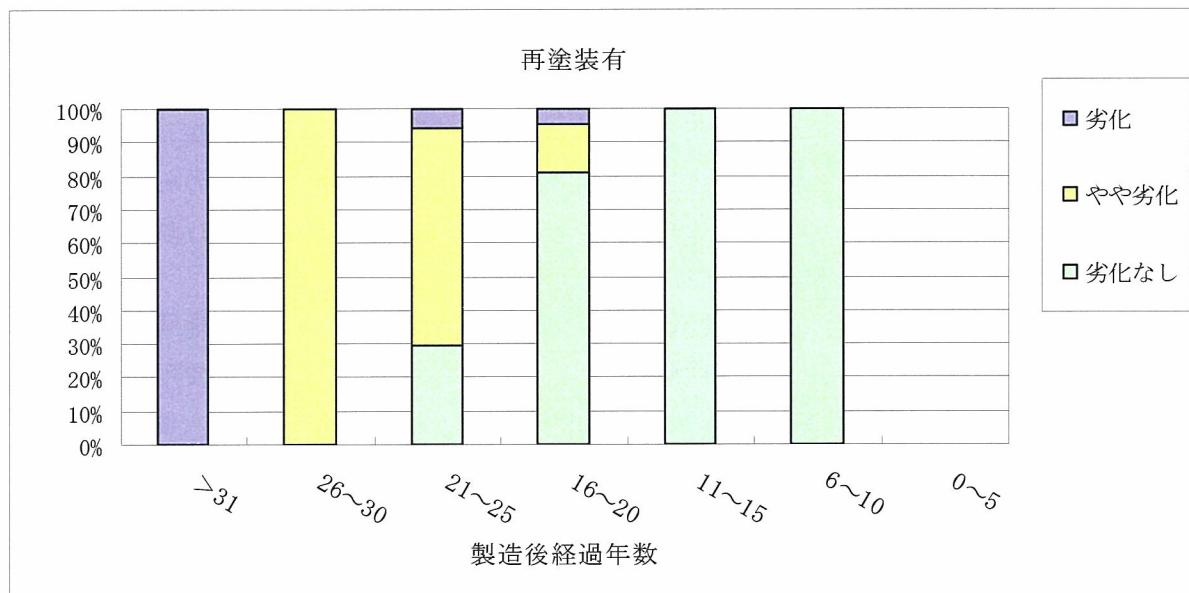


図 4-④-3

(4) まとめ

今回の調査結果より、件数も少なく又、調査地域が一地域であったため、この結果がすべての地域に当てはまるとは考えにくいが、屋外設置・F R P製パネル型貯水槽の補修工事（再塗装等）の時期は10～15年がひとつの目途と考えられる。

5. 今年度の研究によって把握された問題点の考察

現地調査などの結果を踏まえ、次のような点が指摘される。

第一は、第三者による検査の重要性である。地方自治体の現地調査では、いずれも簡易専用水道に関する受検率は、高いものの、小規模貯水槽水道の受検率は、極めて低いのが現状であった。横浜市の実例で見るようすに、受検率の低い小規模貯水槽水道の不適事項の発生率が簡易専用水道に比べて、顕著に高いことから、啓発による管理基準の周知だけで、適正な管理を担保することは、十分でなく、第三者による検査の重要であることが示唆されている。

しかし、登録検査機関だけの対応では、検査に関する法的根拠のない小規模貯水槽水道に対する受検率を高めていくことに限界があることは、地方自治体における実例が示しているところであり、今後、行政サイドからの積極的アプローチ、なかんずく啓蒙普及活動の活発化が求められる。

第二に、検査が困難な施設、検査を行う際に、危険が伴う施設の存在をどうするかという問題である。東京都の調査に見られるように、タンク構造別のC／D判定は、躯体一体型のものの不適率が高い傾向があり、このほか、検査が難しく、また、昇降する際、危険な構造を持つ施設も存在する。このほか、クロスコネクションの存在や用途別に見て、特定の用途で、改善が進んでいない傾向も見られる。以上のような、構造上の様々な問題点を踏まえ、改善に結びつくという意味で、より効果的で、より効率的な検査のあり方について検討する必要がある。その際、これをサポートする観点から、何らかの行政サイドからのアプローチも検討される必要がある。

第三に、今回の調査では、利用者や人口そのものの減少、使用量の節減等地域社会や住民意識の変化により、当初大きな貯水槽を設置したものの、想定通りには、使用されず、その結果、水の滞留期間が長期化している事例があることが指摘された。様々な要因から、今後、こうした動きがさらに強まる可能性もあり、対応の仕方を考えておくべき大きな問題である。こうした事態に対処し、規模の縮小や運転管理の合理化等とるべき適切な技術的な対応のあり方を検討する必要がある。また、これを促進するため必要な行政上の指導方針を確立することも必要と考えられる。

第四に、貯水槽水道の清掃を徹底させようとする動きも見られている。名古屋市の動きがそれで、大変意欲的な点が評価できる。しかし、清掃を行えば、直ちに問題がなくなるというわけではない。清掃事業の実施の仕方について、例えば、知識のないものが携わることや、専用の器具や作業着が用意されていない場合があること等適正な清掃が担保されないような清掃がなされている事例も指摘されており、今後、こうした点でも適切な指導が求められている。また、これに関連して、検査と清掃とを明確に分離し、その上で、相互に連携して業務を行っている新潟県の例は大変参考になる事例と考えられる。

第五に、衛生的に問題がある場合の保健所への届け出の問題である。個人情報保護の関

係で問題がある場合の届け出は、原則として施設設置者・管理者が行うことになっているが、その結果、保健所への届け出数が衛生的に問題がある事例数より相当小さいという結果が生じており、実態を正確に把握していない状況にある。各都道府県、政令市でも、こうした問題に種々努力がなされているが、まだこれぞという方策は確立されていない。この問題は、当研究班でも、引き続き検討していきたいと考えている。

6. 今年度の総括・次年度への検討事項

① 行政の努力にもかかわらず小規模の受水槽の管理には問題があることが再確認された。また衛生上の問題の有無の判断基準の統一が重要であることが判明した。管理状況の改善には規制強化とその他（表彰制度など）の手法の組み合わせが必要であり、特に用途別の対策が必要であることがわかった。管理が適切に行われている事例では、建物の管理者の意識が高く、検査機関、清掃業者、設置者、行政（建築、衛生、水道事業）の連携がなされていた。今後は行政が積極的に関与し、連携の構築方法、設置者の意識向上策を検討することが重要であることが示唆された。

② 今後の取り組みと課題

平成19、20年度には、① 貯水槽水道の状況のランキングに関する研究、② 貯水槽水道のランキングに応じた管理方法、定期点検の方法に関する研究を行い、貯水槽水道の高度な管理方法を実施するうえで必要な体制について検討する。貯水槽水道の設置者、検査機関、管理関連業者、行政、水道事業者等の役割及び連携体制（検査機関によるコンサルティング等）について整理する。その上でより良い管理を実現するための制度のあり方について提案する予定である。

また少子化、節水型社会の実現に伴い、施設容量に比べ使用水量が極端に少なく貯水槽内の滞留時間が異常に長いため水質劣化が進行している貯水槽水道が大きな問題であることが判明したためこれを新たな視点として加えた検討を行っていく予定である。

参考資料編

参考資料 1 横浜市：受水槽水Q & A

参考資料 2 新潟県：新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

参考資料 3 社団法人新潟県貯水槽管理協会：簡易専用水道管理点検記録
財団法人新潟県環境衛生研究所：簡易専用水道管理点検記録

参考資料 4 名古屋市健康福祉局環境薬務課 桁屋和紀
：小規模貯水槽水道の衛生管理における行政と清掃事業との協力について

参考資料 5 名古屋市：水の衛生管理

参考資料 6 Health Health Aspects of Plumbing, WHO 2006

参考資料 7 Water Safety in Public Buildings, Version 6–January 2007, WHO
(Draft for Third Expert Meeting on Water Safety in Buildings,
Istituto Superiore di Sanita, Rome, Italy , 8–9 February 2007)

《検査機関リスト》

それぞれの区分で次の検査機関からお選びください。
いずれの検査機関も、給水管理適合施設表示制度協定機
関として横浜市と協定を締結しています。

- 簡易専用水道…受水槽の有効容量が10m³を超える施設
(平成18年10月1日現在)

検査機関名	検査区域
(財)神奈川県予防医学協会	(73)6444
(社)神奈川県薬剤師会	(75)2421
(財)北里環境科学センター	0427789208
(社)神奈川県保健協会	(66)0975
横浜市内全域	
(財)東京頸椎病院	0425(25)3186
(財)日本環境衛生センター	044(288)5225
よこはま環境センター(株)	(439)3320
有限責任人: 神奈川県町村水槽協会	0467(83)0605
*検査手数料は各検査機関へお問い合わせ下さい。	

- 小規模受水槽水道…受水槽の有効容量が10m³以下の施設
(管理状況のたまご検査8m³を超える施設が対象)
(平成18年10月1日現在)

検査機関名 (50音順)	検査手数料	
検査	現場検査	書類検査
(社)神奈川県保健協会	11,970円	3,500円
(66)0975		
(社)神奈川県薬剤師会	16,000円	3,500円
計検センター	(75)2421	
(財)神奈川県予防医学協会	20,000円	5,000円
集団健診センター	(77)6444	
(財)新日本検定協会 SK	13,000円	3,500円
横浜分析センター	(473)5815	
(社)日本海事検定協会技術部	13,000円	3,600円
検定センター	(623)1277	
(社)日本検定協会横浜支部	13,000円	3,800円
(財)神奈川県予防医学協会	(20)8337	
(社)神奈川県薬剤師会	(773)6444	
	(75)2421	

*書類検査: 現場検査と書類検査は、次回の検査に限り、
書類検査を受けることができます。

Q3 管理状況の定期検査とは?

- A 管理についての専門的な知識をもつ者が施設を見て受水槽の状態等をチェックする検査のことです。
簡易専用水道と、有効容量が8m³を超える小規模受水槽水道の設置者は、1年以内に1回この検査を受けなければなりません。右の表の検査機関へ申し込んでください。

Q4 管理状況の定期検査の内容は?

- A 検査では次の項目をチェックします。

- 水槽の周囲の状況
 - ・ごみ汚物等の有無
 - ・施設周囲のたまり水の有無
- 水槽の状況
 - ・亀裂、漏水の有無
 - ・水中、水面の異常な浮遊物の有無
- マンホールの状態、防虫網の有無
- 簡単な水質検査
 - ・色、濁り、臭い、味、残留塩素
- 帳簿書類の確認
 - ・設備の配置図、給排水系系統図、清掃記録

などの項目を検査します。

- * なお、愛検した結果、水の供給について特に衛生上問題があつた場合には、不適事項について速やかに対策を講じて改善していただくとともに、当該区の福祉保健センターまで御報告くださいますようお願いいたします。

Q5 清掃・水質検査の依頼先は?

- A 最寄りの清掃業者・水質検査業者が不明のときは、次の専門の団体へお問い合わせください。

- 受水槽の清掃は
 - ※ 市長・区長は監視事の登録事業者(飲料水貯水槽・構造物業者)で組織されている団体
 - (社)全国建築物飲料水管理協会神奈川支部 (20)1641
 - (社)神奈川県ビルメンテナンス協会 (64)12802
 - (社)神奈川県生活水保全協会 0467(25)3542
- 水質検査は
 - ※ 市長・区長が監視する。
 - (財)神奈川県予防医学協会
 - (社)神奈川県薬剤師会

*書類検査: 現場検査を受けることができます。

Q1 受水槽とは?

- A 受水槽とは、水を貯める容器のことです。
ビル・マンションなどの建物は、水道局が供給する水を一度受水槽に受け、利用者に給水しています。受水槽から利用者の蛇口までは、建物の所有者が責任を持つて管理する必要があります。



Q2 必要な管理とは?

- A 次の項目が必要な管理です。

- ①届出 (電子申請提出サービスが利用できます。詳細は横浜ホームページをご覧ください。)
 - ・給水開始届出: 建物使用開始後(給水開始後)、速やかに届出をしてください。
 - ・変更届出: 施設又は給水開始届出書の内容に変更があつたときに届出をしてください。
 - ※ 一戸の家庭で利用している受水槽は、届出の必要はありません。
- ②受水槽の清掃
 - ・1年以内に1回
- ③管理状況定期検査の受検
 - ・1年以内に1回(8m³以下の受水槽は対象外です。)
- ④点検
 - ・日常の簡単な水質検査(色・濁り・臭い・味)
 - 異常があつた場合: 福祉保健センターへ直ちに連絡する。
 - ・施設点検を行い必要な補修をする。
- ⑤施設が汚染された場合
 - ・給水を停止する。
 - ・利用者に水を飲まないよう知らせる。
 - ・福祉保健センターへ直ちに連絡する。

Q6 根拠法令は次のとおりです。

A 次のとおりです。

定義	簡易専用管道	小規模受水槽管道
管理基準	水道法 3条7項 水道法施行規則 1条の2	横浜市簡易給水管道及び小規模受水槽管道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例 2条1項6号
定期検査 受検義務	水道法 34条の2 水道法施行規則 56条	条例施行規則 15条 条例施行規則 16条 条例施行規則 17条

Q7 管理が適正に行われないと?

A 次のようなことが起きます。

ケース1 蛇口から虫が出来る。
原因:防虫網のないオーバーフロー管からエスリカが入り増殖、
その結果蛇口からエスリカの幼虫が出てきました。
対策:防虫網を定期的に確認してください。



Q8 検査結果が良好だと?

A 給水管理適合施設として表示することができます。

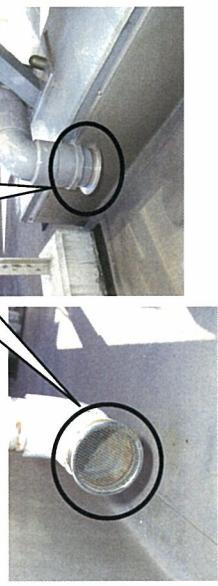
管理状況の定期検査の結果が良好な施設は、横浜市と協定を結んだ登録検査機関から給水管線適合施設表示マーク及び表示期限シールを交付します。利用者や使用者などの皆様に管理状況が良好なことがわかるよう、施設のエントランスなどに掲示していただけます。(※検査機関リスト参照)

表示マーク

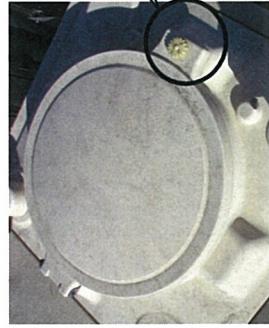


表示期限シール

受水槽を設置した方へ



ケース2 高置水槽のマンホールにフタがない。
原因:施錠されていなかったため、風でフタがはずれました。
対策:マンホールのフタは施錠し、防水密閉性を定期的に確認してください。



横浜市立根拠物資検査第 170755 号 分類 C-F062

ヨコハマはC30
350万戸が
ヨコハマに接続
リサイクルに接続

新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

(目的)

第1条

この要綱は、水槽を用いて飲料水を供給する給水施設（以下「貯水槽給水施設」という。）の構造設備及び維持管理の基準を定めることにより、衛生的で安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽給水施設 水槽を設けて飲料水を供給する施設であつて、水槽から給水栓までの施設の総体をいう。
- (2) 水槽 飲料水を供給する固定式の水槽をいう。
- (3) 設置者 貯水槽給水施設の所有者又は所有者以外の者で当該施設の維持管理に関する権原を有するものをいう。

(適用)

第3条

貯水槽給水施設の衛生管理については、水道法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他関係法令の規定によるものほか、この要綱を適用する。なお、関係法令により規定されている事項については、当該事項に限ってこの要綱を適用しない。

(構造設備基準)

第4条

設置者は、貯水槽給水施設の構造設備について、別表1の構造設備基準に適合するよう努めるものとする。

(維持管理基準)

第5条

設置者は、貯水槽給水施設の維持管理について、別表2の維持管理基準に適合するよう努めるものとする。

(届出)

第6条

貯水槽給水施設を設置した者は、別記第1号様式による貯水槽給水施設設置届出書を、貯水槽給水施設の所在地の市町村長（以下「市町村長」という。）を経由して所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に届け出るものとする。

- 2 設置者は、前項の規定により届出した事項に変更があった場合又は貯水槽給水施設を廃止した場合は、別記第2号様式による貯水槽給水施設変更（廃止）届出書を速やかに市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

（防錆剤使用届出）

第7条

設置者は、防錆剤を使用したときは、別記第3号様式による防錆剤使用届出書を、市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

- 2 設置者は前項の規定により届出した事項に変更があった場合又は使用を停止した場合は、別記第4号様式による防錆剤等変更（停止）届出書を市町村長を経由して保健所長に届け出るものとする。

（汚染事故発生時等の措置）

第8条

設置者は、汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、次の措置を講じること。

- (1) 直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知すること。
 - (2) 直ちに市町村長及び保健所長へ連絡し、指示を受けること。
 - (3) 直ちに施設の点検及び水質検査等により原因を追求し、施設の復旧を図ること。
 - (4) 必要に応じて代替水を確保すること。
 - (5) 給水の再開は、水質検査により飲料水の安全を確認してから行うこと。
- 2 設置者は、定期等の水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、保健所長へ連絡し指示を受けること。

附則

- 1 この要綱は、平成14年10月18日から実施する。
- 2 新潟県受水そう以下の給水施設の構造基準及び維持管理指導要綱（昭和53年7月15日付け環第619号衛生部長通知、以下「旧要綱」という。）は廃止する。

なお、旧要綱により設置の届出がされている貯水槽給水施設については第6条第1項の届出があつたものとみなす。

別表1（第4条関係）

貯水槽給水施設の構造設備基準

貯水槽給水施設の構造及び設備は、建築基準法等の関係法令の規定によるもののほか、次の事項によること。

1 水槽の設置場所

- (1) 水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水、たまり水の影響を受けず、かつ、通常人が出入りしない場所に設置すること。屋外に設ける場合はさく等で囲み、関係者以外が立入りできないようにすること。
- (2) 水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については1メートル以上、底部及び周囲については60センチメートル以上を標準とすること。
- (3) 水槽及びポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。
- (4) 水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用のさく、階段を設ける等、保守点検を安全に行うことができる措置を講じること。
- (5) 水槽は、建築物の排水槽（ビルピット）に設置しないこと。
- (6) 水槽上部には、ポンプ、ボイラー、排水管等の水を汚染するおそれのあるものを設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、水槽上部に受け皿を設ける等、飲料水を汚染することができないように衛生上必要な措置を講ずること。

2 水槽の構造、材質

(1) 容量

- ア 受水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の4から10分の6を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。
- イ 高置水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の1を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。

(2) マンホール

- ア マンホールの立ち上げは、水槽の上部面から10センチメートル程度とすること。
- イ マンホールの蓋は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。
- ウ マンホールの蓋は、風圧や震動で容易にはずれたり、すきまができるないような構造とすること。

(3) 給水管

- ア 給水管の流入口と流出口は、水槽内において対称位置に設けること。これが困難な場合は迂回壁等を設け、水槽内で水が滞留しない措置を講じること。複数の水槽を連結して使用する場合も同様の措置を講ずること。

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で規定する特定建築物にあっては、同法施行規則（平成15年厚生労働省告示第119号）及び関連通知に定めるところによること。

また、地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設においては、使用開始前に水質基準省令で定めるすべての項目について検査を行うこと。

3. 防錆剤の管理

防錆剤を使用する場合は、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）並びに関連通知の規定に準じて行うこと。

4 管理態勢

- (1) 設置者は、維持管理責任者を1人定めておくこと。ただし、自ら維持管理責任者となる場合はこの限りでない。
- (2) 維持管理責任者は、維持管理基準に掲げる業務に従事し、又はこれらの業務に従事する者を監督すること。
- (3) 設置者は、水槽等主要な給水施設の構造を明らかにする平面図、断面図及び構造図並びに配管状況を明らかにする平面図及び縦断面図を整理保存しておくこと。
- (4) 設置者は、水槽の清掃記録その他維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。

別表2 (第5条関係)

貯水槽給水施設の維持管理基準

貯水槽給水施設の維持管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関連通知の規定によることを原則とするが、なお、次に掲げる事項に留意すること。

1 施設の点検管理

- (1) 水槽の周囲は常に清潔にし、水槽の周囲に水を汚染するおそれのあるものを置かないこと。
- (2) 水槽の清掃は1年以内ごとに1回、定期的に、「建築物環境衛生維持管理要領」(昭和58年3月18日付け 環企第28号 厚生省環境衛生局長通知「建築物における衛生的環境の維持管理について」)を参考に行うこと。また、水槽の新設、修理等を行った場合も清掃を行うこと。
- (3) 施設の点検をおおむね月1回、次の点に留意して行うこと。
 - ア 水槽周辺の清潔保持状況
 - イ 水槽の水漏れ、損傷の有無
 - ウ 水槽内部の異物の有無
 - エ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況
 - オ オーバーフロー管からの出水の有無
 - カ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況
 - キ 給水配管及び給水器具の異常の有無
 - ク 塩素注入装置の作動状況
 - ケ 防錆剤注入装置の作動状況
 - コ 揚水ポンプの振動や異常の有無
- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するよう、適正な管理をすること。
- (5) 簡易専用水道及び地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設にあっては、残留塩素の測定を7日以内ごとに1回、定期的に行うこと。

2 水質検査

- (1) 水質検査は、1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。また、水槽の新設、修理等を行った場合も行うこと。
- (2) (1)に規定する水質検査は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号、以下「水質基準省令」という。)で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度とする。